

大阪市立学校への I C T活用支援
業務委託仕様書

大阪市教育委員会事務局

目次

1	業務委託名称.....	1
2	業務目的.....	1
	(1) 目的.....	1
	(2) 概要.....	1
3	本業務のスケジュール.....	1
	(1) 調達計画.....	1
4	I C T活用支援業務要件.....	1
	(1) 実施要件.....	1
	(2) 支援業務の内容.....	4
	(3) 学校環境について.....	5
	(4) 支援場所.....	6
	(5) 支援期間.....	6
	(6) 支援時間.....	6
5	実施体制.....	7
	(1) プロジェクト体制.....	7
	(2) 統括者.....	7
	(3) 共通.....	7
	(4) 役割.....	7
	(5) 進捗報告.....	8
6	成果物について.....	8
	(1) 一覧.....	8
	(2) 文書フォーマット形式.....	8

(3) ドキュメントの体裁	9
(4) 電子媒体による納品方法.....	9
7 再委託について	10
8 特記事項.....	10
9 問い合わせ先.....	12

1 業務委託名称

大阪市立学校への I C T 活用支援業務委託

2 業務目的

(1) 目的

GIGA スクール構想の推進により、ハードウェア環境の整備および初期段階の操作習熟は概ね達成された。今後は、令和 8 年 2 月に策定された「大阪市学校教育 I C T ビジョン」に基づき、「遊び・学びを通じてワクワク・オモロイ未来の教育」を実現するため、デジタル学習基盤を前提とした授業改善を着実に推し進めることが急務である。

本業務は、単なる機器操作の補助にとどまらず、I C T を日常的な学習基盤として定着させ、児童生徒が興味・関心に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができるよう支援することを目的とする。また、多様な他者と協働して新たな価値を創造する力や、生成 AI を含む先端技術を安全かつ効果的に使いこなす徹底したデジタルリテラシーの育成を、教職員と一体となって推進する。

あわせて、校務 DX による業務改善を通じて児童生徒一人一人に寄り添う時間を確保することで、児童生徒と教職員双方のウェルビーイング向上に寄与するものである。

(2) 概要

本業務では、サポートセンター機能によるオンライン遠隔支援と、学校の課題に応じたオンデマンド型現地派遣を組み合わせることで、即応性が高く実効性のある支援体制を構築する。I C T 支援員は、協働学習支援ツールやデジタル教材等の効果的な活用提案、生成 AI の適切な利用支援、および情報モラル教育のサポート等を通じ、教員の授業力向上と「主体的・対話的で深い学び」の実現を技術的側面から伴走支援する。

これにより、次世代の教育情報ネットワークや校務支援システムの運用を見据えつつ、教職員が創造的な授業づくりに専念できる環境を整備し、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を強力に支援する。

3 本業務のスケジュール

(1) 調達計画

ア 委託期間

契約締結日～令和 12 年 3 月 31 日

イ 準備期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

ウ 支援期間（学校への支援期間）

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

4 I C T 活用支援業務要件

(1) 実施要件

受注者は、効率的かつ効果的な支援を行うため、以下の体制を構築すること。

ア サポートセンター機能（オンライン支援）

学校からの I C T 活用に関する相談、機器トラブル等の問い合わせに対し、電話、メール等を活用して教職員からの支援ニーズに対応できる「サポートセンター機能」を設置すること。本機能は単なる受付窓口ではなく、技術的知見を持った要員による「一次解決」を主目的とする。日常的な操作等の質問やトラブルの一次切り分けは、原則として本機能により解決を目指すこと。

(ア) 問い合わせについて

- ・受付けた問い合わせ等に対して、原則として即時解決すること。
- ・調査などを要する場合、14:00 までに受け付けたものは当日中、それ以降に受け付けたものは翌営業日午前中までに一次回答すること。ただし、問い合わせが集中するなどやむを得ない場合、受付から 2 営業日以内とする。なお、一次回答とは、問い合わせの回答及び解決の見込みや対応状況、対応完了予定日時を質問者に回答することを指すものとする。
- ・問い合わせ件数については、1 日あたり最大 20 件、1 日あたり平均 10 件と想定している。ただし、現時点の想定のため、利用状況により増減する可能性がある。
- ・受注者で対応ができない内容について支援要請を受けた場合には、関係部署にエスカレーションし対応すること。エスカレーション先については契約締結後、本市より提示する。
- ・問い合わせが集中した場合でも応答率を維持できるよう、十分な人員体制および安定した通信環境（インターネット回線帯域等）を確保すること。
- ・学校からの問い合わせ内容及び対応記録はすべて記録し、利用者・受付方法問わず、一元的に管理すること。問い合わせ内容について分析し、毎月 1 回報告すること。問い合わせの頻度が高いものについては FAQ を作成すること。また、必要に応じて他部署へ連携するための資料を作成すること。
- ・学校の教職員だけではなく、大阪市教育委員会事務局等の職員からの電話にも対応すること。
- ・リモートサポートツール（画面共有等）を導入し、問い合わせ対応の効率化及びサポート品質の向上を図ること。使用するツールは受注者にて準備し、通信の暗号化等大阪市教育委員会のセキュリティ対策基準に準拠すること。なお、リモートサポート実施時に、児童生徒の個人情報等が偶発的に表示される場合があるが、受注者はこれらを、支援業務以外の目的で使用しないこと。リモートサポートの実施に必要な端末等の条件については、「(3) 利用する端末等について」を参照のこと。

(イ) クラウド IVR について

- ・本市システム・ネットワークに関して、学校園からの問い合わせ番号を 1 か所に集約するため、「クラウド IVR サービス（音声自動応答システム）」の導入を予定している。本業務委託における電話による問い合わせ受付にあたっては、本市が提供するクラウド IVR サービスを経由して通話を受電すること。
- ・IVR を用いた問い合わせ受付は電話回線ではなく、スマートフォンや PC で対応可能なソフトフォン等での受付に対応すること。ソフトフォンでの対応が難しい場合は別途転送必要が発生するが受注者にて負担すること。これらに必要な PC、ヘッドセット、インターネット回線等はすべて受注者が準備すること。ただし、クラウド IVR のサービスによってスマートフォンでの問合せに対応していない場合がある。クラウド IVR の詳細な仕様については契約締結後、別途提示する予定である。
- ・問い合わせに対する回答や、サポートセンターから学校園への連絡（折り返し電話）については、別途受注者にて契約した電話番号をクラウド IVR サービスに紐づけ、クラウド IVR サービスを経由して発信することを想定している。そのため、折り返しの電話番号および通話料金については受注者にて準備すること。

- ・クラウド IVR サービスの運用にあたり、本市およびクラウド IVR 構築事業者と連携し、問い合わせフローの策定、設定、マスタ登録情報の提供、および音声ガイダンス設定などの協力を行うこと。
 - ・クラウド IVR サービスの利用について 本業務で使用するクラウド IVR サービスのアカウント発行や基本設定は本市（または IVR 構築事業者）が行うが、受注者は受電用端末（PC 等）へのソフトフォンセットアップ、および運用開始前の接続テストを実施すること。また、IVR の仕様変更等が生じた場合は、柔軟に対応すること。
- (ウ) その他
- ・サポートセンター業務に必要な場所や機材、通信料などはすべて受注者が準備すること。

イ オンデマンド型現地派遣

学校からの支援要請（授業支援依頼等）に基づき、ICT 支援員を現地へ派遣し、支援を行う。また、サポートセンター機能により解決できないと判断した問い合わせについても同様に実施すること。

(ア) 学校からの支援要請

- ・学校が訪問予約を行うためのツールを受注者が準備すること。このツールについては令和 9 年 4 月 1 日の訪問から利用するため、令和 9 年 2 月末までに利用できる状態にすること。
- ・学校が訪問予約する際、ツール上で事前に支援依頼の内容を受注者が把握できるように「授業支援」「教員向け研修」「機器のトラブルシューティング」など、詳細なカテゴリ分けができ、現地派遣をした際に、効率化を図れるような仕組みを導入すること。
- ・学校が予約した際、予約を受け付けたことがわかるように該当校へメールで通知すること。また、キャンセルについても同様とすること。学校のメールアドレス等の情報については契約締結後、本市より提供する。
- ・ツールなどを利用して、学校が訪問回数の残日数がわかるようにすること。
- ・年間の訪問回数上限に達した学校は、ツール上で上限以上の入力を行えないようにすること。
- ・訪問予約を受けた学校には訪問 1 週間前に事前に架電し、訪問者の確認及び訪問内容を事前に確認すること。なお、研究授業などの難易度の高い授業支援の訪問を行う際には、事前に電話や web 会議等を用いて打ち合わせを実施すること。
- ・支援要請の予約は 1 日単位で受け付けること。

(イ) かけつけ派遣（サポートセンター機能により解決しない問い合わせ）

- ・学校よりサポートセンター機能に問い合わせをしたが、学校に訪問して現地等を確認しなければ解消できない内容の場合、該当校に訪問し対応すること。14 時までに受け付けたものは当日、それ以降に受け付けたものは翌日のかけつけ支援を原則とする。

(ウ) 派遣回数

- ・上記（ア）の予約訪問は年間 5,000 回を目安とする（1 校あたり年間 12 回程度）。上記かけつけ派遣については、年間 750 回を目安とする（1 日あたり 3 校程度）。
- ・1 日あたりの予約訪問校数は最大 20 校を想定して、十分な人員を配置すること。

(エ) その他

- ・オンデマンド型現地派遣について、予約状況や派遣した学校の件数・派遣状況等を本市に定期的に報告すること。
- ・ICT 支援員の都合で急遽訪問ができなくなった場合は、交換要員が訪問すること。
- ・総合教育センターは常駐職員 1 名を配置すること。
- ・支援日時・支援内容などの連絡を訪問学校の管理職に行って学校へ訪問すること。

(2) 支援業務の内容

以下のとおり支援業務を行うこと。業務の優先順位は「授業活用支援」を最上位とし、単なる作業代行は原則として行わない。なお、本業務期間中（令和9年度～11年度）には、学習系システムや校務支援システムの刷新、ネットワーク構成の変更等が予定されている。受注者はこれらの環境変化に柔軟に対応し、今後新たなシステムやツールが導入された場合でも、速やかにその操作方法等を習得し、支援業務に反映させること。

ア 授業活用支援

- ・ICT（学習者用端末、電子黒板、実物投影機等）およびクラウドサービス（Microsoft 365、Google Workspace 等）等を活用した授業における、教職員・児童生徒への操作支援（ティームティーチング形式等による教職員の指示のもと児童生徒へ個別操作説明を行うなど）。
- ・授業のねらいに即した効果的なアプリケーション（協働学習支援ツール、デジタルドリル、その他学習指導要領で求められている指導内容を円滑に指導することに寄与するアプリケーション）の選定、活用方法の提案。
- ・CBT（Computer Based Testing）実施時における、児童生徒への端末操作支援およびトラブル対応、必要に応じた関係部署へのエスカレーション。
- ・各種デジタル教材や授業用資料、および学習履歴データ（スタディ・ログ）を活用した指導の準備支援（教員への操作指導を含む）。
- ・研究授業、公開授業など、学校で行われる各種研究のICTに係る支援。

イ 教職員研修・スキルアップ支援

- ・学校および総合教育センターでの研修（操作研修、模擬授業等）の企画・実施（講師及び講師補助を含む）
- ・新任教員やICT活用に不安のある教員への個別操作指導（OJT）および授業におけるICT活用の伴走支援。
- ・授業活用事例の紹介および他校の好事例の展開。
- ・情報モラル教育、情報セキュリティ、著作権、および生成AIの適切な利用に関する啓発と運用支援。
- ・ICT活用による各種ガイドライン、セキュリティポリシーの遵守に関する支援。
- ・学校情報化認定など、学校や教職員がICTに係る各種資格・認定を得るための支援。
- ・校務DXの推進支援（保護者アンケートのデジタル化、自動集計、会議ペーパーレス化等の環境構築および運用サポート）。

ウ 環境整備

- ・ネットワーク障害、ハードウェア故障等などの一次切り分け及びかけつけ派遣。
- ・令和9年度に予定されているネットワーク構成の変更やシステム再構築に伴う、学校現場での設定変更支援、接続確認、および教職員への周知・説明支援。
- ・教職員用および児童生徒用 など学校に配備されている端末類のアップデートの確認および運用定着支援

エ 運用支援

- ・各種システムの年度更新処理に関する支援。
- ・デジタル教科書等のアカウント設定作業支援。
- ・各種ヘルプデスクや運用保守事業者保守ベンダーへのエスカレーション業務。エスカレーション時は、学校現場の状況を的確に伝え円滑な解決を支援すること。

オ 除外業務（実施しない業務）

- ・授業の代行
- ・校務分掌にかかる事務作業の代行（各種システムの年度更新処理を除く）
- ・個人情報に関わるデータを入力する業務

カ その他

- ・軽微な設定変更や日常的な点検は、教員等が実施できるようマニュアル整備等の支援を行うこととし、支援員による作業代行は縮小すること。
- ・授業支援終了後は、活用ツール・成果・課題を整理した「授業活用実践レポート」を作成し、支援員および教育委員会と共有すること。

(3) 利用する端末等について

- ・現在行っているリモートサポートは、ICT 支援員事業者が教職員用端末とアカウントを貸与し、当該教職員用端末の Teams アプリから教職員宛てに会議 URL を発行して、教職員にアクセス及び画面共有させ、支援員はそれを見ながら電話等で操作を指示する方法を採用している。
- ・本事業の受注者においても、令和 9 年 9 月末まではこの方法を踏襲する想定である。
- ・一方で、令和 9 年 4 月から 9 月にかけて、本市教育情報ネットワークを現行のネットワークから次期ネットワークに、学校拠点ごとに順次切り替える。情報セキュリティを担保する方法が境界型からアクセス制御型に変更となり、教職員用端末に導入する一部のアプリも変更となる。
- ・そこで受注者は、下記「本市教育情報ネットワークの情報セキュリティに対応した端末の最低スペック」を参考に、次期教育情報ネットワークにおいてリモートサポートで使用する端末（以下「リモートサポート用端末」という。）のベースとなる端末を調達し、リモートサポート用端末にするためのキッティングを行うこと。キッティングに必要な資材及びアカウントは次期教育情報ネットワーク運用保守事業者から提供する。なお、このキッティングを行うことにより、リモートサポート用端末は教職員用端末相当となり、これに含まれる Microsoft365 や情報セキュリティアプリ等のライセンス費用は本市が負担する。
- ・学校拠点においては、順次、現行ネットワーク対応の教職員用端末が減少し、次期ネットワーク対応の端末が増加していくこととなるので、リモートサポート用端末のキッティング時期や台数、サポート内容そのものの変更等について、発注者及び教育情報ネットワーク運用保守事業者と十分調整し、対応すること。
- ・一方で、教職員に手厚くサポートする等の目的で、リモートサポート用端末に独自のリモートデスクトップアプリを導入することによるサポート方法を提案することは差支えない。この場合は、提案書に、採用する予定のリモートデスクトップアプリ名、採用する理由やサポート内容、リモートサポート用端末への導入方法（個別インストール又は OU によるアプリ配布）、教職員用端末へのアクセス方法、ライセンスの有効期間や更新方法等について明記すること。
- ・またキッティングを行ったリモートサポート用端末は当面、OS が Windows10 であり、Windows PowerShell、ファイル名を指定して実行、ゲーム等、情報セキュリティ及び教職員業務の観点から、一部のアプリの起動が抑止される点に注意すること。また、Windows App（ストアアプリ）は利用を認めない。なお、調達する端末のネイティブ OS は Windows 11 であっても差支えない。
- ・さらには、今後、Windows11 へのバージョンアップ（教職員用端末の更新を含む）が生じる可能性がある。キッティング資材や利用するアプリ等を変更する可能性があるため、リモートサポートでも対応すること。また、独自のリモートデスクトップアプリ等を導入する場合は、Windows10・11 の両方に対応可能なものとする。
- ・業務委託期間終了時には、全てのリモートサポート用端末の記憶領域を消去し、適切に廃棄等を行うこと。

- ・次期教育情報ネットワーク用のキッティング資材に含まれるソフトウェアライセンス費用を除き、リモートサポート実施に必要な費用の一切は、受注者負担とする。
- ・ICT 支援員がリモートサポート用端末を用いて、教職員用端末の操作方法を学習することは差支えない。

(参考)

本市教育情報ネットワークの情報セキュリティに対応した端末の最低スペック

項番	構成要素	スペック
1	CPU	1.6GHz 以上で 2 コア以上の 64 ビット互換プロセッサ (Pentium クラス以上) または System on a Chip (SoC)
2	メモリ	16GB
3	ディスク容量 (SSD)	256GB
4	画面解像度	対角サイズ 9 インチ以上、8 ビットカラー以上、720p 以上のディスプレイ
5	インタフェース	ネットワークポート (RJ45)、USB Type-C、USB Type-A、イヤフォンジャック、HDMI ポート いずれも 1 個以上
6	グラフィックカード	DirectX 12
7	カメラ	解像度：1280X960 以上
8	TPM	バージョン 2.0

台数

- ・受注者がリモートサポート用端末に使用する台数とする。急な故障や不具合に備え、一定の予備機を見込むこと。
- ・本業務委託で受注者が利用する学習者用端末等の ICT 機器は学校長の許可を得た場合、学校の機器を使用することも可とする。

(4) 支援場所

大阪市立小学校、中学校、義務教育学校（夜間学級、分校、学びの多様化学校含む）、大阪市総合教育センター。詳細については、別紙 1 「支援校一覧」のとおり。ただし、統廃合や校舎の増改築等により支援対象の学校や住所を変更することがある。

(5) 支援期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

月曜日から金曜日のうち、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日。

(6) 支援時間

ア サポートセンター機能（オンライン支援）

- ・ 8 時 30 分～17 時 00 分。

イ オンデマンド型現地派遣

- ・学校で業務する時間は 8 時 30 分～17 時 00 分とする。
- ・学校からの支援要請について、夜間学級は 12 時 45 分～21 時 15 分、学びの多様化学校は 12 時 30 分～21 時 00 分とする。かけつけ派遣については 17 時 00 分までとする。
- ・サポートセンターの一次切り分けの結果、かけつけ派遣が必要になった場合、当日 14 時 00 分までに訪問することが決まった際は当日中に訪問し、それ以降の時間については、翌営業日に訪問すること。ただし、すべての支援員がすでに学校からの支援要請とかけ

つけ派遣で学校に訪問している場合を除く。オンデマンド型現地派遣において緊急で訪問しなければならない場合は本市担当者と別途協議すること。

ウ 総合教育センター常駐支援員（１名）

９時 00 分～17 時 30 分

5 実施体制

(1) プロジェクト体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を確立すること。また、本業務開始時にプロジェクト体制図を提出し、本市の承認を得ること。
- ・原則として、本業務委託期間中のプロジェクト体制変更は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は事前に本市と協議のうえ、承諾を得ること。サポートセンター及びオンデマンド型現地派遣要員を変更する場合は事前に十分な研修・教育を実施した後に配置すること。

(2) 統括者

- ・本業務を統括する責任者（以下「統括者」という。）を配置し、統括者はサポートセンター及びオンデマンド型現地派遣要員を管理し、課題状況等を把握すること。ただし、統括者だけで日々の状況を管理できない場合などはグループリーダー等を設置することも可能とする。
- ・統括者の管理のもと、資質向上を目的として、本業務に携わる者に対して研修を実施すること。特に、本市の整備した I C T 環境を適切に活用できる支援を行うための研修を実施すること。

(3) 共通

- ・受注者は I C T 活用の基礎的なスキルを保持すると同時に、実践に役立つ知識・技術についての情報収集を意欲的かつ積極的に取り組み、I C T への高い関心を持つ要員を配置すること。
- ・受注者は各校の教職員、児童生徒と良好な人間関係を構築できる高いコミュニケーション能力を有する者を配置すること。

(4) 役割

以下の通り役割を定め、業務を実施すること。

名称	主な業務内容	備考
統括者	サポートセンター及びオンデマンド型現地派遣要員の管理・研修の実施、本業務に関する課題管理等全体のプロジェクト管理	支援員の統括者として 1 年以上実務経験を有するものであること
サポートセンター及びオンデマンド型現地派遣要員	サポートセンター及びオンデマンド型現地派遣の対応 クラウド IVR サービスを介したソフトフォンによる受電対応、およびチャット・メール等マルチチャネルでの支援対応 リモートサポートツールに必要な端末のセットアップ、保守管理	全体の 3 割以上は I C T 支援員として教育機関で半年以上務めた経験者であること なお、未経験者を配置する場合には、経験者による最低 1 0 日間の OJT（同行研修）を実施したのちに単独配置すること

総合教育センター常駐支援員	総合教育センターに常駐し、本市職員が開催する研修におけるＩＣＴ支援及び研修資料作成、本市職員行う学校訪問に同行したＩＣＴ支援、および「４ ＩＣＴ活用支援業務要件」と同様業務	ＩＣＴ支援員として教育機関で半年以上を務めた経験者であること
---------------	--	--------------------------------

(5) 進捗報告

- ・受注者は、オンデマンド型現地派遣の支援実績やサポートセンターへの問い合わせ状況等をまとめた資料を月次で作成し、月次報告会にて報告すること。

6 成果物について

本業務における成果物について、次に記載する。

(1) 成果物一覧

支援期間において、下表の成果物を提出期限までに提出し、毎年３月３１日にその最終版を納品すること。納品媒体・数量は電子媒体２部とする。

納品物	記載内容	提出期限
月次報告書	前月分の支援実績のサマリー問い合わせ状況、エスカレーション一覧、訪問・研修実績、分析・改善提案、課題とその解決策等	月次報告時
訪問校一覧及びFAQ	訪問区分（授業支援・研修・ネットワーク障害等）、予約元（支援要請・かけつけ）、学校別の訪問状況及び残回数、支援員名等を記載した訪問校一覧。 ＩＣＴ支援員が学校より問合せ等受けた内容と回答を記載したFAQ	同上
サポートセンターへの問い合わせ件数及び内容	受付チャネル別（電話・メール等）、受付カテゴリ、未解決件数と内容、エスカレーション件数	同上
オンデマンド型現地派遣の活動報告及び支援資料	訪問記録、支援内容、学校からの意見・要望、授業活用実践レポート、研修実績 オンデマンド型現地派遣により学校へ訪問し作成した資料。研修資料含む（ただし、個人情報に記載されているものや教員が作成した資料を一部修正したものは除く）	同上
改善提案	一定の期間における本事業の目的を達成するための改善提案	年に２回（９月、３月）
その他	支援を実施するうえで作成した汎用的なマニュアル（授業支援におけるチェックリスト、ＣＢＴ実施前日確認表、トラブル時の確認手順等）	４半期毎

(2) 文書フォーマット形式

発注者においては、現在、次に示す事務処理ソフトウェアを標準的に使用しているこ

とから、これらのソフトウェアにより編集及び閲覧が可能な文書フォーマット形式により、ドキュメントの電子データを作成すること。また、事務処理ソフトウェアのバージョンは、納品物作成段階で最新バージョンとする。

なお、本委託期間中に使用する事務処理ソフトウェアの変更が生じ、文書フォーマット形式の変更が必要な場合においては、発注者からの通知に基づきその変更を行うものとする。

- ・Microsoft Office Word
- ・Microsoft Office Excel
- ・Microsoft Office PowerPoint
- ・PDF

上記以外の文書フォーマット形式を使用する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、使用を決定するものとする。

(3) ドキュメントの体裁

使用言語は日本語とすること。用紙サイズについては A4 判または A3 判、本文中の文字サイズについては 10.5 ポイントから 12 ポイントを基本として、読みやすさに十分配慮したドキュメントを作成すること。また、紙文書としての出力を考慮し、白黒印刷かつ両面印刷を意識した配色及び余白設定とすること。

(4) 電子媒体による納品方法

納品期限に提出する電子データについては、CD-R または DVD-R のいずれかの電子媒体に格納し、事前にウイルスチェックを実施した後、発注者へ正副 2 セット提出するものとする。電子媒体のラベル面には、契約件名、提出ドキュメントの概要、納品期限、ウイルスチェックに関する情報等を記載すること。

(5) 検査と支払要件

①検査仕様書の作成

業務委託契約書に規定する検査の実施にあたっては、発注者と受注者が別途協議のうえ、納品物の受け入れの基準となる検査項目、検査方法等の必要な事項を定めた検査仕様書を作成するものとし、契約書第 36 条に基づき、検査を実施する。

②委託料の支払い

部分払は、契約書第 39 条に基づき行うものとし、請求のタイミングは原則として四半期に 1 回（年 4 回）とする。その場合、各回の対象範囲・提出物・検査日程は別途協議の上定めることとする。

③契約不適合時の対応及び原因究明

本業務範囲内で本書及び発注者と受注者の協議の上で決定された事項に基づき実施された作業並びに成果物が明らかに種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、一部又は全部が履行されない場合及びサービスレベルに満たない場合は、速やかに原因を究明し本業務の範囲内で対応すること。

なお、受注者の責に寄らない場合は、その理由及び対策案を可能な限り発注者に提示し発注者の指示を受けること。

7 再委託について

- (1) 業務委託契約書（システム運用・保守用）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 大阪市立学校への I C T 活用支援業務委託仕にかかるプロジェクト管理、課題管理及び本市との調整業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。この場合において受注者は再委託に係る情報セキュリティ報告書及び再委託に係る情報セキュリティ確認書の写しを発注者に遅滞なく提出しなければならない。

- (3) 受注者は、業務委託契約書（システム運用・保守用）第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により申し出た場合はこの限りでない。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 再委託の相手方については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定もしくは ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けているとともに、上記(3)の申請の際には、当該認可を受けていることが分かる書類を提出すること。

- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（システム運用・保守用）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 特記事項

(1) セキュリティポリシーの遵守

本業務を受託するにあたっては、以下の規程等、契約書および仕様書に定められる各項目の規定を遵守し、また、受注者は従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。

以下に示す規定のうち、大阪市ホームページ (URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/>) に掲載されているもの以外は、契約締結後に提供する。

本市全体規定

・大阪市 DX の推進に関する規程

- ・大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程
- ・大阪市データ保護管理要綱
- ・個人情報保護制度の手引
- ・大阪市情報セキュリティ管理規程
- ・大阪市情報セキュリティ対策基準
- ・大阪市 ICT プロジェクト管理ガイドライン

教育委員会事務局内規定

- ・大阪市教育委員会 DX の推進に関する規程
- ・大阪市教育委員会情報セキュリティ管理規程
- ・大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱
- ・大阪市教育委員会総合情報システム室管理要綱

(2) 守秘義務について

- ・守秘義務等については、記載の事項を遵守すること。
- ・受注者は、履行期間中又は履行期間終了後を問わず、何人に対しても、本業務の遂行上知り得た情報に関する守秘義務を遵守すること。
- ・発注者が提供した資料等について、守秘義務を遵守するとともに、履行期間終了後、速やかに返却すること。
- ・本委託に関するデータについては、履行期間終了後、システムが利用する各種データ等の不要部分を受注者において完全に廃棄し、その作業が完了した旨のデータ消去証明の報告書を作成し、発注者に提供すること。
- ・発注者が提供した資料等については、発注者の許可なく複写及び複製しないこと。
- ・発注者から提供した資料のうち、個人情報に関わるものと発注者の情報セキュリティに関わるものについては、施錠可能な保管庫に格納する等、適切に管理すること。
- ・受注者において、本委託にて保有する個人情報等の不正閲覧を行わないこと。
ただし、発注者職員からの問合せ対応や、障害対応等の理由により発注者に許可を得た情報についてはこの限りではない。

(3) 法令の遵守

受注者は、業務の実施において、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等の関連する法令等を遵守すること。

(4) データの取扱いについて

本システムに移行する全てのデータ、及び本システムを用いて作成された管理データ・帳票データ等の所有権は大阪市が有する。（各種システムログ・アプリケーションログデータは除く）、また、許可業者の従業者情報など、機密性の高いデータを受注者の社員が取り扱う必要がある場合は、データにアクセスできる社員のリストを発注者に提出し、厳格に管理すること。

(5) 著作権について

著作権に関する取扱いについては、業務委託契約書（システム運用・保守用）に定める特約条項を遵守すること。

(6) 生成 AI 利用について

生成 AI の利用に関しては、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」を遵守すること。

(7) 作業スケジュールの見直しや作業の再実施

他システムの受注者の明らかな過失により、損害賠償請求が可能なケースを除いては、可能な限り作業スケジュールの見直しや作業の再実施に協力すること。

また、明らかに本業務委託の範囲を逸脱する場合は、対応方針や費用について発注者と協議の上対応すること。

9 補足事項

本業務の委託範囲は、本委託仕様書に記載する業務を対象とする。本業務の進捗状況について、本市の求めに応じ、随時作業の報告を行うこと。

- (1) 仕様の詳細等については発注者の指示に従うものとし、事業内容や業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。
- (2) 契約後における仕様書の疑義は本市の解釈によるものとする。
- (3) 受注者が作成・配信するデータにかかる著作権等の知的財産権は、本市に帰属することとし、他への転用・転載を禁ずる。
- (4) 委託業務にかかる諸費用は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 発注者の求めに応じ、円滑な連絡調整を行い、打合せを実施すること。また、その際の議事録については速やかに提出し、発注者の確認を受けること。議事録送付後、確認の連絡が 1 週間ない場合は、合意したものとみなす。詳細については別途定めるプロジェクト計画書に記載する。
- (6) 発注者との打合せ時に必要となる資料作成については、委託範囲に含む。
- (7) 適切な品質管理のもと本業務を遂行すること。
- (8) 本業務に関する資料については本業務の遂行においてのみ使用し、本業務以外に使用しないこと。
- (9) 本業務実施にあたり、必要となるその他事項については、発注者と受注者において、別途協議して定める。

10 問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局 総務部
教育デジタル推進課（学習 D X 推進）
大阪市西成区天下茶屋 1-16-5
電話 06（7712）2656

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
1	滝川小学校	大阪市北区天満 1－2 4－1 5
2	堀川小学校	大阪市北区東天満 2－1 0－7
3	西天満小学校	大阪市北区西天満 3－1 2－2 1
4	菅北小学校	大阪市北区菅栄町 9－5
5	豊崎東小学校	大阪市北区長柄中 2－3－3 0
6	豊崎本庄小学校	大阪市北区本庄西 2－1－1 6
7	中津小学校	大阪市北区中津 3－3 4－1 8
8	大淀小学校	大阪市北区大淀中 4－1 0－3 3
9	豊仁小学校	大阪市北区長柄西 2－6－2 0
10	豊崎小学校	大阪市北区豊崎 4－5－9
11	扇町小学校	大阪市北区扇町 2－7－2 4
12	中之島小学校	大阪市北区中之島 6－1－5 3
13	弘済小学校	吹田市古江台 6－2－2
14	弘済小学校分校	高槻市奈佐原 9 5 6
15	桜宮小学校	大阪市都島区東野田町 1－1 0－1 9
16	中野小学校	大阪市都島区中野町 3－1 0－5
17	高倉小学校	大阪市都島区高倉町 3－3－1 0
18	淀川小学校	大阪市都島区毛馬町 3－5－3 9
19	都島小学校	大阪市都島区都島本通 3－1 0－3
20	内代小学校	大阪市都島区内代町 3－4－6
21	東都島小学校	大阪市都島区都島本通 4－2 4－2 0
22	大東小学校	大阪市都島区毛馬町 2－1 1－1 1 1
23	友渚小学校	大阪市都島区友渚町 1－3－1 2 3
24	福島小学校	大阪市福島区福島 4－5－6
25	玉川小学校	大阪市福島区玉川 2－1 3－1 6
26	野田小学校	大阪市福島区野田 5－1 3－2 2
27	吉野小学校	大阪市福島区吉野 3－1 0－5
28	大開小学校	大阪市福島区大開 2－1 0－2 8
29	鷺洲小学校	大阪市福島区鷺洲 5－6－8
30	海老江東小学校	大阪市福島区海老江 1－6－1 9
31	海老江西小学校	大阪市福島区海老江 8－1－1 0
32	上福島小学校	大阪市福島区福島 7－4－3 3
33	西九条小学校	大阪市此花区西九条 4－3－4 1
34	四貫島小学校	大阪市此花区四貫島 2－1 6－2 9
35	島屋小学校	大阪市此花区島屋 2－9－3 6
36	伝法小学校	大阪市此花区伝法 3－1 3－1 0
37	梅香小学校	大阪市此花区梅香 3－1 7－2 9
38	高見小学校	大阪市此花区高見 1－3－3 5
39	西島小学校	大阪市此花区西島 2－5－1 2

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
40	春日出小学校	大阪市此花区春日出中 1－1 3－2 3
41	玉造小学校	大阪市中央区玉造 2－3－4 3
42	南大江小学校	大阪市中央区農人橋 1－3－3
43	中大江小学校	大阪市中央区糸屋町 2－3－1 4
44	高津小学校	大阪市中央区高津 3－4－2 1
45	南小学校	大阪市中央区東心斎橋 1－1 4－2 9
46	開平小学校	大阪市中央区今橋 1－5－7
47	中央小学校	大阪市中央区瓦屋町 2－8－4
48	西船場小学校	大阪市西区江戸堀 1－2 1－2 8
49	日吉小学校	大阪市西区南堀江 4－9－1 9
50	九条南小学校	大阪市西区九条南 2－1 3－1 7
51	九条東小学校	大阪市西区九条 2－6－2
52	九条北小学校	大阪市西区九条南 4－7－3 8
53	本田小学校	大阪市西区川口 1－5－1 9
54	堀江小学校(東学舎)	大阪市西区北堀江 3－2－1 6
55	明治小学校	大阪市西区阿波座 2－3－3 5
56	堀江小学校(西学舎)	大阪市西区北堀江 4－9－3 5
57	市岡小学校	港区市岡 3－2－2 4
58	磯路小学校	大阪市港区磯路 3－7－7
59	三先小学校	大阪市港区三先 2－6－3 2
60	田中小学校	大阪市港区田中 2－1 0－3 4
61	八幡屋小学校	大阪市港区八幡屋 3－3－5
62	波除小学校	大阪市港区波除 3－6－8
63	築港小学校	大阪市港区築港 1－1 0－3 8
64	南市岡小学校	大阪市港区南市岡 2－6－3 5
65	港晴小学校	大阪市港区港晴 1－3－1 2
66	弁天小学校	大阪市港区弁天 2－9－3 5
67	池島小学校	大阪市港区池島 2－5－4 7
68	三軒家西小学校	大阪市大正区三軒家西 1－2 0－2 6
69	泉尾東小学校	大阪市大正区千島 1－1 6－1 6
70	中泉尾小学校	大阪市大正区泉尾 3－2 3－3 4
71	北恩加島小学校	大阪市大正区泉尾 5－1 7－3 1
72	南恩加島小学校	大阪市大正区南恩加島 3－6－1 1
73	鶴町小学校	大阪市大正区鶴町 2－6－2 4
74	泉尾北小学校	大阪市大正区泉尾 2－2 1－2 4
75	平尾小学校	大阪市大正区平尾 2－2 1－2 8
76	三軒家東小学校	大阪市大正区三軒家東 2－1 2－5 9
77	小林小学校	大阪市大正区小林東 2－4－4 5
78	真田山小学校	大阪市天王寺区玉造本町 1 4－4 1

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
79	味原小学校	大阪市天王寺区味原町 8－1 9
80	桃陽小学校	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1－2－2 3
81	五条小学校	大阪市天王寺区小宮町 9－2 8
82	聖和小学校	大阪市天王寺区寺田町 1－6－3 7
83	大江小学校	大阪市天王寺区四天王寺 1－9－1 8
84	生魂小学校	大阪市天王寺区上汐 4－1－2 5
85	天王寺小学校	大阪市天王寺区大道 1－4－4 9
86	栄小学校	大阪市浪速区浪速東 1－1－6 1
87	難波元町小学校	大阪市浪速区元町 1－5－3 0
88	大国小学校	大阪市浪速区大国 1－9－3
89	敷津小学校	大阪市浪速区敷津東 3－9－3 2
90	塩草立葉小学校	大阪市浪速区塩草 1－4－3 1
91	浪速小学校	大阪市浪速区日本橋西 1－7－6
92	柏里小学校	大阪市西淀川区柏里 2－1 3－3 3
93	野里小学校	大阪市西淀川区野里 2－2 1－1 3
94	姫里小学校	大阪市西淀川区姫里 2－8－2 4
95	姫島小学校	大阪市西淀川区姫島 1－1 0－4
96	福小学校	大阪市西淀川区福町 2－5－2 3
97	大和田小学校	大阪市西淀川区大和田 4－3－2 4
98	川北小学校	大阪市西淀川区中島 1－1 1－2 0
99	佃小学校	大阪市西淀川区佃 1－2 1－1 2
100	香簀小学校	大阪市西淀川区御幣島 6－5－2 5
101	歌島小学校	大阪市西淀川区歌島 2－5－1 8
102	出来島小学校	大阪市西淀川区出来島 2－2－2 4
103	佃西小学校	大阪市西淀川区佃 2－1 5－3 0
104	御幣島小学校	大阪市西淀川区御幣島 3－5－5
105	神津小学校	大阪市淀川区十三元今里 2－3－1 2
106	田川小学校	大阪市淀川区田川 2－9－3 7
107	加島小学校	大阪市淀川区加島 1－6 0－2 8
108	三津屋小学校	大阪市淀川区三津屋中 1－4－1 4
109	新高小学校	大阪市淀川区新高 1－1 5－5 3
110	野中小学校	大阪市淀川区野中北 1－1 1－2 6
111	十三小学校	大阪市淀川区十三東 4－3－6
112	木川小学校	大阪市淀川区木川東 3－7－3 2
113	三国小学校	大阪市淀川区三国本町 3－9－1 8
114	北中島小学校	大阪市淀川区宮原 5－3－4
115	西中島小学校	大阪市淀川区西中島 7－1 4－2 5
116	塚本小学校	大阪市淀川区塚本 3－5－6
117	木川南小学校	大阪市淀川区木川東 1－2－3 6

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
118	東三国小学校	大阪市淀川区東三国 6－3－2 4
119	西三国小学校	大阪市淀川区西三国 1－2 1－2 8
120	新東三国小学校	大阪市淀川区東三国 3－9－1 0
121	宮原小学校	大阪市淀川区三国本町 1－1 6－4 4
122	東淡路小学校	大阪市東淀川区東淡路 3－3－3 2
123	西淡路小学校	大阪市東淀川区西淡路 5－5－3 2
124	菅原小学校	大阪市東淀川区菅原 6－3－2 5
125	新庄小学校	大阪市東淀川区上新庄 2－2 0－5
126	大隅東小学校	大阪市東淀川区瑞光 5－8－1 9
127	豊里小学校	大阪市東淀川区豊里 5－1 4－6 0
128	啓発小学校	大阪市東淀川区東中島 4－8－3 8
129	小松小学校	大阪市東淀川区小松 3－1 8－1 5
130	下新庄小学校	大阪市東淀川区下新庄 5－2－9
131	井高野小学校	大阪市東淀川区井高野 1－2 8－1 7
132	大桐小学校	大阪市東淀川区大桐 4－1－1 5
133	豊新小学校	大阪市東淀川区豊新 4－1 7－2 6
134	東井高野小学校	大阪市東淀川区井高野 2－8－2 8
135	大隅西小学校	大阪市東淀川区大隅 2－3－1 8
136	豊里南小学校	大阪市東淀川区豊里 5－1 2－4 1
137	大道南小学校	大阪市東淀川区大道南 1－2 3－6
138	東小橋小学校	大阪市東成区東小橋 3－1 0－3 7
139	大成小学校	大阪市東成区大今里西 3－2－6 2
140	中道小学校	大阪市東成区玉津 1－7－3 9
141	北中道小学校	大阪市東成区中道 2－9－2 0
142	中本小学校	大阪市東成区中本 4－2－3 2
143	東中本小学校	大阪市東成区東中本 2－9－3
144	今里小学校	大阪市東成区大今里 1－3 5－2 9
145	片江小学校	大阪市東成区大今里南 2－1 3－2
146	神路小学校	大阪市東成区大今里 4－6－1 9
147	深江小学校	大阪市東成区深江南 1－4－6
148	宝栄小学校	大阪市東成区神路 1－1 5－4 8
149	北鶴橋小学校	大阪市生野区鶴橋 3－4－5 0
150	鶴橋小学校	大阪市生野区桃谷 2－2 0－3 2
151	東勝山小学校	大阪市生野区勝山北 3－7－2 1
152	東中川小学校	大阪市生野区新今里 7－1 4－3 7
153	小路小学校	大阪市生野区小路 2－2 4－4 0
154	東小路小学校	大阪市生野区小路東 3－8－1 5
155	巽小学校	大阪市生野区巽中 3－1 2－5
156	北巽小学校	大阪市生野区巽北 1－3 0－2 9

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
157	巽南小学校	大阪市生野区巽南 2－1 0－7
158	巽東小学校	大阪市生野区巽東 3－8－1 3
159	大池小学校	大阪市生野区中川 3－4－3
160	田島南小学校	大阪市生野区田島 5－2 3－7
161	清水小学校	大阪市旭区清水 5－1－1 2
162	古市小学校	大阪市旭区森小路 2－1 0－3 5
163	大宮小学校	大阪市旭区大宮 4－9－1 6
164	高殿小学校	大阪市旭区高殿 6－9－1 0
165	大宮西小学校	大阪市旭区中宮 1－8－1 4
166	生江小学校	大阪市旭区生江 1－1 0－2 1
167	城北小学校	大阪市旭区赤川 3－1 3－4 7
168	新森小路小学校	大阪市旭区新森 6－3－1 3
169	太子橋小学校	大阪市旭区太子橋 1－1 2－1 5
170	高殿南小学校	大阪市旭区高殿 3－1 0－3 0
171	榎並小学校	大阪市城東区野江 4－1－2 8
172	関目小学校	大阪市城東区関目 6－5－5
173	鯉江小学校	大阪市城東区今福西 3－9－2 7
174	今福小学校	大阪市城東区今福南 2－1－5 3
175	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多 2－4－3 5
176	鳴野小学校	大阪市城東区鳴野西 4－1 1－4 8
177	中浜小学校	大阪市城東区中浜 2－1 2－3 5
178	城東小学校	大阪市城東区鳴野東 3－1 6－4 1
179	諏訪小学校	大阪市城東区永田 2－1 5－5
180	成育小学校	大阪市城東区成育 1－5－1 9
181	すみれ小学校	大阪市城東区古市 2－6－3 8
182	東中浜小学校	大阪市城東区東中浜 5－4－5
183	放出小学校	大阪市城東区放出西 2－2－1 8
184	関目東小学校	大阪市城東区関目 4－1 2－1 5
185	森之宮小学校	大阪市城東区森之宮 1－6－6 4
186	鯉江東小学校	大阪市城東区今福東 1－3－2 6
187	榎本小学校	大阪市鶴見区今津北 1－5－3 5
188	茨田南小学校	大阪市鶴見区諸口 1－3－7 1
189	茨田北小学校	大阪市鶴見区浜 3－8－6 6
190	鶴見小学校	大阪市鶴見区鶴見 4－1 4－1 0
191	今津小学校	大阪市鶴見区今津中 4－1－4 8
192	茨田東小学校	大阪市鶴見区茨田大宮 3－7－6 1
193	茨田西小学校	大阪市鶴見区横堤 5－1 3－6 1
194	横堤小学校	大阪市鶴見区横堤 1－1 1－8 3
195	みどり小学校	大阪市鶴見区緑 2－4－4 5

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
196	鶴見南小学校	大阪市鶴見区鶴見 2-17-22
197	茨田小学校	大阪市鶴見区安田 2-1-8
198	焼野小学校	大阪市鶴見区焼野 1-3-44
199	高松小学校	大阪市阿倍野区天王寺町北 3-17-19
200	常盤小学校	大阪市阿倍野区松崎町 3-11-12
201	金塚小学校	大阪市阿倍野区旭町 3-4-46
202	丸山小学校	大阪市阿倍野区丸山通 1-4-43
203	晴明丘小学校	大阪市阿倍野区晴明通 10-34
204	阿倍野小学校	大阪市阿倍野区阪南町 2-17-21
205	阪南小学校	大阪市阿倍野区阪南町 5-7-40
206	長池小学校	大阪市阿倍野区長池町 20-26
207	苗代小学校	大阪市阿倍野区阪南町 1-26-30
208	晴明丘南小学校	大阪市阿倍野区帝塚山 1-23-8
209	粉浜小学校	大阪市住之江区粉浜 2-6-6
210	安立小学校	大阪市住之江区住之江 1-4-29
211	敷津浦小学校	大阪市住之江区北島 2-9-22
212	加賀屋小学校	大阪市住之江区北加賀屋 2-5-26
213	住吉川小学校	大阪市住之江区西加賀屋 4-1-4
214	北粉浜小学校	大阪市住之江区粉浜 1-5-40
215	住之江小学校	大阪市住之江区御崎 4-6-43
216	平林小学校	大阪市住之江区平林南 2-6-48
217	加賀屋東小学校	大阪市住之江区東加賀屋 1-6-25
218	新北島小学校	大阪市住之江区新北島 6-2-56
219	南港光小学校	大阪市住之江区南港中 4-4-22
220	南港桜小学校	大阪市住之江区南港中 5-2-48
221	清江小学校	大阪市住之江区御崎 5-7-18
222	南港みなみ小学校	大阪市住之江区南港中 3-5-14
223	東粉浜小学校	大阪市住吉区東粉浜 2-3-26
224	住吉小学校	大阪市住吉区帝塚山西 4-1-35
225	長居小学校	大阪市住吉区長居東 3-3-40
226	依羅小学校	大阪市住吉区我孫子 4-11-48
227	墨江小学校	大阪市住吉区墨江 2-3-46
228	遠里小野小学校	大阪市住吉区遠里小野 6-6-27
229	清水丘小学校	大阪市住吉区清水丘 2-9-41
230	南住吉小学校	大阪市住吉区南住吉 3-5-1
231	大領小学校	大阪市住吉区大領 3-3-5
232	苅田小学校	大阪市住吉区苅田 3-5-34
233	山之内小学校	大阪市住吉区山之内 2-17-39
234	苅田南小学校	大阪市住吉区苅田 10-1-35

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
235	荻田北小学校	大阪市住吉区荻田 1－1 1－3 9
236	大空小学校	大阪市住吉区我孫子西 1－6－1 2
237	桑津小学校	大阪市東住吉区桑津 5－1 3－1 3
238	北田辺小学校	大阪市東住吉区北田辺 3－1 1－1 4
239	田辺小学校	大阪市東住吉区田辺 2－3－3 4
240	東田辺小学校	大阪市東住吉区東田辺 2－1 4－6
241	南田辺小学校	大阪市東住吉区南田辺 4－3－4
242	南百済小学校	大阪市東住吉区湯里 1－1 5－4 0
243	育和小学校	大阪市東住吉区杭全 4－1 0－1 2
244	鷹合小学校	大阪市東住吉区鷹合 3－1 2－3 8
245	今川小学校	大阪市東住吉区今川 4－2 4－4
246	矢田小学校	大阪市東住吉区矢田 3－4－2 7
247	矢田東小学校	大阪市東住吉区住道矢田 2－7－4 3
248	矢田西小学校	大阪市東住吉区公園南矢田 2－1 5－4 3
249	矢田北小学校	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田 2－1－5 5
250	湯里小学校	大阪市東住吉区湯里 6－8－3
251	長谷川小学校	柏原市円明町 3－1 5
252	喜連小学校	大阪市平野区喜連 7－6－4
253	平野西小学校	大阪市平野区背戸口 4－1－3 1
254	平野小学校	大阪市平野区平野宮町 1－9－2 9
255	長吉小学校	大阪市平野区長吉長原 2－6－5 5
256	瓜破小学校	大阪市平野区瓜破 5－3－1 1
257	加美小学校	大阪市平野区加美正覚寺 3－1 3－3 5
258	加美南部小学校	大阪市平野区加美南 1－9－1 7
259	平野南小学校	大阪市平野区平野南 2－3－8
260	長吉東小学校	大阪市平野区長吉出戸 8－8－4 1
261	喜連西小学校	大阪市平野区喜連西 3－1 7－6 1
262	長吉南小学校	大阪市平野区長吉六反 3－2－1 7
263	瓜破北小学校	大阪市平野区瓜破 1－8－3 3
264	長原小学校	大阪市平野区長吉長原東 3－1 0－9
265	喜連東小学校	大阪市平野区喜連東 2－2－1 7
266	瓜破東小学校	大阪市平野区瓜破東 2－5－7 8
267	加美北小学校	大阪市平野区加美北 7－4－1 0
268	長吉出戸小学校	大阪市平野区長吉出戸 3－1－4 3
269	瓜破西小学校	大阪市平野区瓜破西 2－1－4 3
270	喜連北小学校	大阪市平野区喜連 1－7－4
271	加美東小学校	大阪市平野区加美東 5－9－2 5
272	川辺小学校	大阪市平野区長吉川辺 1－4－9
273	新平野西小学校	大阪市平野区背戸口 1－5－2 2

別紙 1 支援校一覧（小学校）

No.	小学校名	所在地
274	天下茶屋小学校	大阪市西成区聖天下 1－1 1－3 5
275	岸里小学校	大阪市西成区千本中 1－8－2 2
276	玉出小学校	大阪市西成区玉出中 2－1 3－4 8
277	千本小学校	大阪市西成区千本中 2－8－8
278	橘小学校	大阪市西成区橘 2－1－2 9
279	長橋小学校	大阪市西成区長橋 2－3－2 1
280	北津守小学校	大阪市西成区北津守 3－3－4 0
281	南津守小学校	大阪市西成区南津守 6－1－1 4
282	新今宮小学校	大阪市西成区花園北 1－8－3 2
283	まつば小学校	大阪市西成区梅南 3－2－2 5

別紙 1 支援校一覧（中学校）

No.	中学校名	所在地
1	天満中学校	大阪市北区神山町 1 2 - 9
2	北稜中学校	大阪市北区天満橋 1 - 1 - 5 8
3	大淀中学校	大阪市北区大淀中 2 - 1 - 1 1
4	豊崎中学校	大阪市北区本庄東 3 - 4 - 8
5	新豊崎中学校	大阪市北区長柄東 2 - 2 - 3 0
6	中之島中学校	大阪市北区中之島 6 - 1 - 5 3
7	弘済中学校	吹田市古江台 6 - 2 - 2
8	弘済中学校分校	高槻市奈佐原 9 5 6
9	高倉中学校	大阪市都島区御幸町 1 - 1 - 1 0
10	桜宮中学校	大阪市都島区東野田町 5 - 1 6 - 1 0
11	都島中学校	大阪市都島区中野町 3 - 9 - 3 3
12	淀川中学校	大阪市都島区毛馬町 3 - 5 - 1 2
13	友渚中学校	大阪市都島区友渚町 1 - 5 - 1 5 1
14	八阪中学校	大阪市福島区鷺洲 6 - 1 - 1 3
15	下福島中学校	大阪市福島区玉川 1 - 4 - 1 1
16	野田中学校	大阪市福島区吉野 5 - 9 - 4
17	春日出中学校	大阪市此花区春日出南 1 - 2 - 8
18	梅香中学校	大阪市此花区春日出北 3 - 1 2 - 2 4
19	此花中学校	大阪市此花区高見 2 - 1 4 - 3 1
20	東中学校	大阪市中央区大手前 4 - 1 - 5
21	南中学校	大阪市中央区島之内 1 - 1 0 - 2 3
22	上町中学校	大阪市中央区上本町西 3 - 2 - 3 0
23	西中学校	大阪市西区千代崎 3 - 1 - 4 3
24	花乃井中学校	大阪市西区江戸堀 2 - 8 - 2 9
25	堀江中学校	大阪市西区南堀江 3 - 5 - 7
26	市岡中学校	大阪市港区磯路 1 - 5 - 2 1
27	港中学校	大阪市港区池島 1 - 5 - 3 5
28	港南中学校	大阪市港区三先 1 - 5 - 2 8
29	市岡東中学校	港区市岡元町 3 - 2 - 1 8
30	築港中学校	大阪市港区築港 1 - 2 - 4 1
31	大正東中学校	大阪市大正区三軒家東 4 - 4 - 3 0
32	大正中央中学校	大阪市大正区小林東 3 - 2 3 - 5
33	大正西中学校	大阪市大正区南恩加島 6 - 1 4 - 3 7
34	大正北中学校	大阪市大正区北村 3 - 1 - 1
35	天王寺中学校	大阪市天王寺区北河堀町 6 - 2 0
36	夕陽丘中学校	大阪市天王寺区小宮町 6 - 2 8
37	高津中学校	大阪市天王寺区城南寺町 1 - 3 1
38	難波中学校	大阪市浪速区塩草 1 - 1 - 5 9
39	日本橋中学校	大阪市浪速区日本橋西 1 - 7 - 6

別紙 1 支援校一覧（中学校）

No.	中学校名	所在地
40	木津中学校	大阪市浪速区戎本町 1－3－4 6
41	心和中学校	大阪市浪速区日本橋東 3－1－2 3
42	淀中学校	大阪市西淀川区大和田 6－1 3－6
43	西淀中学校	大阪市西淀川区姫島 6－1 0－5
44	歌島中学校	大阪市西淀川区歌島 2－1 1－9
45	佃中学校	大阪市西淀川区佃 2－1 5－9 3
46	十三中学校	大阪市淀川区十三東 5－1－2 7
47	新北野中学校	大阪市淀川区新北野 2－1 3－3 7
48	三国中学校	大阪市淀川区西三国 2－5－2 4
49	美津島中学校	大阪市淀川区加島 1－5 4－4 1
50	東三国中学校	大阪市淀川区東三国 6－3－6 8
51	宮原中学校	大阪市淀川区西宮原 3－3－2
52	淡路中学校	大阪市東淀川区西淡路 4－2 5－5 3
53	柴島中学校	大阪市東淀川区柴島 2－8－3 6
54	瑞光中学校	大阪市東淀川区瑞光 4－9－3 7
55	中島中学校	大阪市東淀川区東中島 4－8－3 8
56	東淀中学校	大阪市東淀川区豊里 6－2 5－1 9
57	井高野中学校	大阪市東淀川区井高野 2－8－1 3
58	新東淀中学校	大阪市東淀川区豊里 1－1 0－3 2
59	大桐中学校	大阪市東淀川区大桐 4－5－8
60	東陽中学校	大阪市東成区深江北 2－5－7
61	本庄中学校	大阪市東成区東中本 3－1 4－2
62	玉津中学校	大阪市東成区玉津 1－1 2－3 6
63	相生中学校	大阪市東成区神路 2－8－1 6
64	大池中学校	大阪市生野区中川 6－3－6
65	桃谷中学校	大阪市生野区勝山北 3－1 3－4 4
66	東生野中学校	大阪市生野区新今里 7－9－2 5
67	田島中学校	大阪市生野区田島 5－2 3－7
68	巽中学校	大阪市生野区巽中 3－1 7－2 0
69	新生野中学校	大阪市生野区巽東 3－3－1 2
70	新巽中学校	大阪市生野区巽南 4－2－5 3
71	旭陽中学校	大阪市旭区高殿 5－9－3 1
72	大宮中学校	大阪市旭区中宮 4－7－1 1
73	旭東中学校	大阪市旭区新森 6－7－2 5
74	今市中学校	大阪市旭区大宮 5－1 3－4 0
75	放出中学校	大阪市城東区放出西 3－1 2－1 0
76	蒲生中学校	大阪市城東区中央 3－9－2 4
77	城陽中学校	大阪市城東区嶋野西 3－3－6 4
78	董中学校	大阪市城東区古市 1－1 8－4

別紙 1 支援校一覧（中学校）

No.	中学校名	所在地
79	城東中学校	大阪市城東区永田 3－3－4 4
80	鯉江中学校	大阪市城東区今福西 4－7－2 0
81	茨田中学校	大阪市鶴見区諸口 3－4－4 4
82	緑中学校	大阪市鶴見区鶴見 6－6－1 1
83	茨田北中学校	大阪市鶴見区茨田大宮 1－1－3 1
84	今津中学校	大阪市鶴見区今津中 1－3－5 5
85	横堤中学校	大阪市鶴見区横堤 1－1 1－2 7
86	昭和中学校	大阪市阿倍野区桃ヶ池町 2－3－1 7
87	文の里中学校	大阪市阿倍野区美章園 1－5－5 2
88	阪南中学校	大阪市阿倍野区北畠 1－1 6－2 4
89	松虫中学校	大阪市阿倍野区松虫通 3－4－4 5
90	阿倍野中学校	大阪市阿倍野区昭和町 3－2－4
91	住吉第一中学校	大阪市住之江区粉浜西 1－5－1 1
92	加賀屋中学校	大阪市住之江区西加賀屋 2－9－2 0
93	住之江中学校	大阪市住之江区御崎 8－1－6
94	新北島中学校	大阪市住之江区新北島 8－2－4 6
95	南港北中学校	大阪市住之江区南港中 4－3－3 9
96	南港南中学校	大阪市住之江区南港中 3－5－1 4
97	真住中学校	大阪市住之江区御崎 2－2－3 2
98	三稜中学校	大阪市住吉区千駄 1－5－2 2
99	我孫子中学校	大阪市住吉区我孫子東 1－4－3 2
100	住吉中学校	大阪市住吉区帝塚山西 3－5－6
101	大和川中学校	大阪市住吉区遠里小野 2－1 1－4
102	東我孫子中学校	大阪市住吉区荻田 1－1 6－2
103	墨江丘中学校	大阪市住吉区墨江 4－1 5－3 4
104	大領中学校	大阪市住吉区大領 4－3－2 5
105	我孫子南中学校	大阪市住吉区浅香 1－8－5 5
106	田辺中学校	大阪市東住吉区南田辺 4－7－2 4
107	東住吉中学校	大阪市東住吉区桑津 5－1 7－2 5
108	中野中学校	大阪市東住吉区中野 4－4－2 5
109	矢田中学校	大阪市東住吉区住道矢田 9－7－5 5
110	白鷺中学校	大阪市東住吉区今川 1－2－2 1
111	矢田南中学校	大阪市東住吉区矢田 3－4－2 7
112	矢田西中学校	大阪市東住吉区公園南矢田 2－1 2－4 7
113	長谷川中学校	柏原市円明町 3－1 5
114	摂陽中学校	大阪市平野区平野西 3－4－7
115	平野中学校	大阪市平野区背戸口 1－1 6－2 6
116	長吉中学校	大阪市平野区長吉長原東 1－6－1 5
117	瓜破中学校	大阪市平野区瓜破 2－5－3 1

別紙 1 支援校一覧（中学校）

No.	中学校名	所在地
118	加美中学校	大阪市平野区加美正覚寺 3－1 3－4 6
119	長吉西中学校	大阪市平野区長吉長原西 3－8－2 1
120	喜連中学校	大阪市平野区喜連西 6－2－1 1
121	長吉六反中学校	大阪市平野区長吉六反 4－9－6 1
122	瓜破西中学校	大阪市平野区瓜破西 2－1 2－2 2
123	加美南中学校	大阪市平野区加美南 1－1 0－1 5
124	平野北中学校	大阪市平野区平野宮町 1－8－5 5
125	天下茶屋中学校	大阪市西成区橘 1－8－2
126	今宮中学校	大阪市西成区花園北 1－8－3 2
127	成南中学校	大阪市西成区千本中 1－1 7－1 0
128	鶴見橋中学校	大阪市西成区長橋 3－9－2 3
129	玉出中学校	大阪市西成区玉出西 1－1 5－3 7
130	梅南中学校	大阪市西成区梅南 3－3－1 7

別紙 1 支援校一覧（義務教育学校）

No.	義務教育学校名	所在地
1	生野未来学園	大阪市生野区生野西 3－5－4 0